

ストップ👉少子化!

いばらき子育て家庭優待制度スタート



子育て家庭を支援し、子ども連れでの外出を温かくサポートできる地域社会や、子どもを持って良かった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めています。

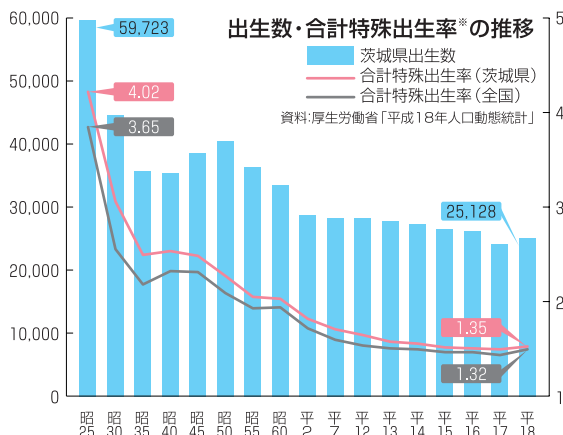


ご利用ください「いばらき Kids Club」カード

本県の出生数は減少を続け、合計特殊出生率*は平成十八年には全国平均の一・三二をわずかに上回るものの一・三五と低下傾向にあります。このようなことから、県では少子化対策を総合的に推進し、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、結婚や、子育てに夢や希望の持てる社会にするための取り組みを行ってきました。

その新たな取り組みとして十月二十一日(家庭の日・第三日曜日)にスタートしたのが、いばらき子育て家庭優待制度です。この制度は、県内にお住まいの妊娠中の方や十八歳未満の子どものいる家庭を対象とするものです。県が市町村の協力を得て配布する「いばらき Kids Club」カードを協賛店舗などで提示すると、それぞれの店舗が独自に設定したサービスが受けられます。

対象世帯は県全体で約三十一万二千世帯、カードは認可保育所や幼稚園、小・中学校、高等学校などから子どもを通じて各家庭に配布されています。家庭で子育てをされている方、妊娠中の方については、市町村の児童福祉主管課や保健センターなどの窓口で配布しています。このカードは、一番下のお子さんが十八歳の誕生日を迎えた年度の三月三十一



*合計特殊出生率 一人の女性が一生(15~49歳の間)に産む子どもの数。

日まで使用できます。協賛店舗などについては、十月三十一日現在で一千六百二十店の登録がありました。内訳は、スーパー、メガネ、和菓子、ドラッグストアなどの小売店のほか、銀行などの金融機関、飲食店、理美容店など、幅広い業種から協賛していただきました。また、ホテルや旅館、観光施設などの協賛もあります。サービスの内容などの詳しい店舗情報は店舗や施設でご確認いただくか、携帯電話からもアクセスできる当制度の専用ホームページでご覧ください。

子育て家庭の皆さん、日常の買い物や家族そろってのお出掛けの際には「いばらき Kids Club」カードをお持ちになって、いばらき子育て家庭優待制度の協賛店をご利用ください。

いばらき子育てで家庭優待制度



「いばらき Kids Club」の会員サービスが好評です。

那珂市のドラッグストアでは、「いばらき Kids Club」の協賛店として、粗品のサービスを行っています。店長さんは、「二千元以上の買い物をし、カードを提示するとティッシュを一箱プレゼントしています。子育て家庭に喜んでもらえ、地域に貢献できる制度ですから、継続していきたいです」と話していました。子ども連れのお母さんは、「と



このステッカーが目印です

てもいい制度だと思っています。遊園地や動物園などでたくさん使えるようにしてほしいです」とのことでした。今後は協賛店も増え、さらに子育て家庭の味方となっていくカードです。

専用ホームページ・子育てメルマガのご案内

いばらき子育て家庭優待制度のサービスの内容や店舗などの詳しい情報を紹介しています。また、協賛店舗追加などの新着情報や、子育て家庭に向けた県内の子育て支援情報(主に乳幼児から小学生向け)や各種イベント情報などを携帯電話やパソコンに配信します。子育てメルマガご希望の方は、ホームページからご登録ください。



「いばらき Kids Club」カード協賛店舗・施設を募集します!

下記の専用ホームページからお申し込みいただけます。業種は特に問いません。また、優待の内容や条件などは自由に設定できます。

協賛店舗・施設になると…

- 目印となる店頭掲示用のポスターやステッカーをお送りします。
- 各店舗情報の紹介やHPリンクを行い、広く県民の皆さんにPRを行います。
- 「子育て家庭にやさしい企業(店)」として、信頼度やイメージがアップします。

専用ホームページ <http://www.kids.pref.ibaraki.jp>
(携帯電話からもご利用になれます)



茨城県子ども家庭課 ☎029(301)3261 FAX 3269

子育て世帯の
住まいづくりを
応援します!

地域優良分譲住宅建設資金 利子補給制度(子育て世帯支援型)

この制度は、子育て世帯の住宅取得を支援するため、茨城県住宅供給公社の土地を購入し、取扱金融機関の融資を受けて、住宅を新築または購入する方に利子補給を行うものです。

● 利子補給内容

利子補給率	利子補給期間	借入額に対する 利子補給対象限度額	利子補給総額
融資利率が年1.5% を超え年3.5%以下 の部分について最大 2%分	当初5年以内	1,000万円	921,600円

※利子補給対象額は、対象限度額に対し利子補給率を最大とした時、5年間で補給される最高額を掲載していますので、目安としてご参照ください。

茨城県住宅課 ☎029(301)4754 FAX 4779

● 利子補給の申込みができる方 次のすべての条件を満たす方が対象となります

- ①茨城県住宅供給公社の団地内の土地を平成19年4月1日以降に購入し、自ら住むための住宅を新築または購入する方
対象団地 水戸ニュータウン、百合が丘ニュータウン、里美白幡台団地、桂たかね台団地、第二千代田南団地、柴尾団地、潮来サニータウン
- ②利子補給制度の受付時点において、中学校3年生以下の子がいる方
- ③取扱金融機関から、償還期間5年以上、融資金50万円以上で、当初5年間の金利が年1.5%を超える住宅ローン(ただし当初金利が年1.5%未満の変動金利型ローンを除く)を借りる方
- ④前年1年間の所得が600万円(給与所得のみ場合は、収入金額にして800万円)以下の方
- ⑤県の住宅建設に関する他の制度の適用を受けていない方